

**官民競争入札等監理委員会における  
統計調査業務に関する取組状況等**

# 官民競争入札等監理委員会

(設置根拠: 公共サービス改革法 第37条)

## 監理委員会の役割

- 公共サービス改革基本方針の案の議を経ること
- 官民競争入札実施要項等の議を経ること
- 官民競争入札の落札者の決定に係る評価の議を経ること
- 前記の事務等に係る報告の徴収、勧告等 等

## 官民競争入札等監理委員会委員名簿

落合 誠一	中央大学法科大学院教授 (委員長)
本田 勝彦	日本たばこ産業株式会社取締役相談役 (委員長代理)
逢見 直人	日本労働組合総連合会 副事務局長
小幡 純子	上智大学大学院法学研究科教授
櫻谷 隆夫	公認会計士
片山 善博	慶応義塾大学大学院法学研究科教授
小林 麻理	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
寺田 千代乃	アートコーポレーション株式会社代表取締役社長
前原 金一	昭和女子大学副理事長
森 貞述	愛知県高浜市長
吉野 源太郎	社団法人日本経済研究センター客員研究員
渡邊 恵理子	弁護士

委員は50音順

【問い合わせ先】  
 内閣府 公共サービス改革推進室 官民競争入札等監理委員会事務局  
 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎1階  
 電話 03-5501-1653、03-5501-1878

法律条文、公共サービス改革基本方針、監理委員会の開催状況等は下記の内閣府のホームページで公開。  
<http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html>

平成19年12月24日現在

# 公共サービス改革法

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律: 平成18年7月施行)

## <趣旨・目的>

- 官民競争入札・民間競争入札を活用し、公共サービスの実施について、民間事業者の創意工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現 (他方で、不要な公共サービスは廃止する)
- 「官民競争入札」とは、公共サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、質・価格の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組み

## <ポイント>

### 対象事業の選定

- 公共サービス改革基本方針の策定・改定を通じ、官民競争入札等の対象事業を定める

### 実施要項

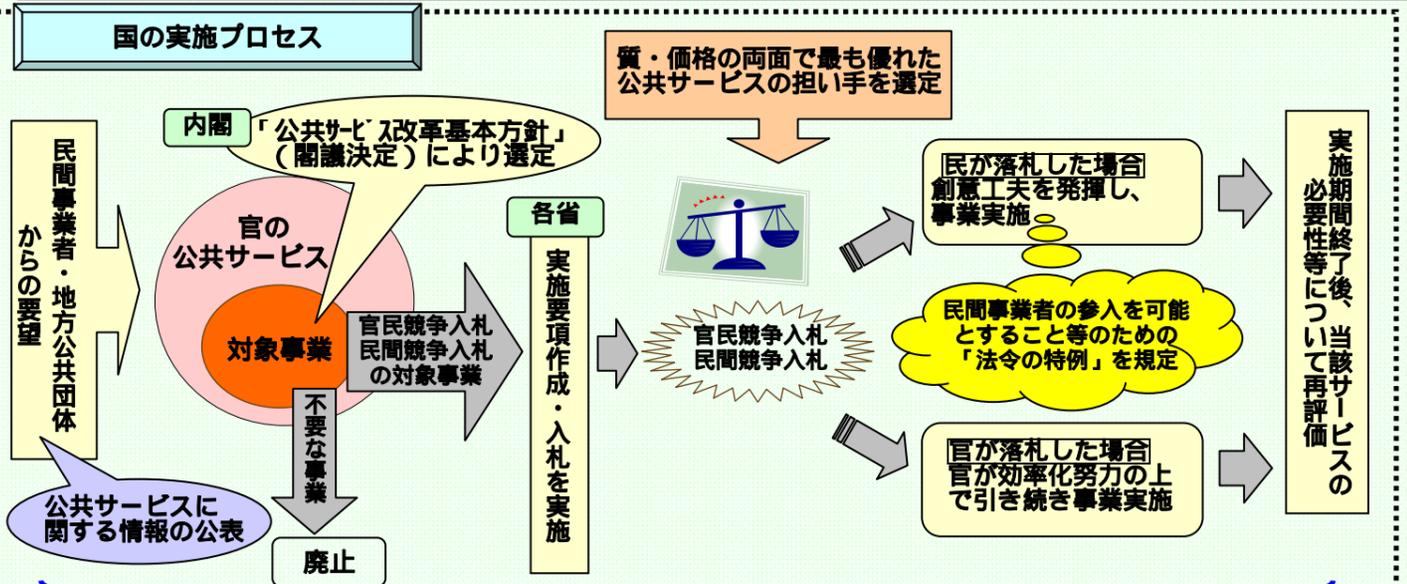
- 入札の実施について定める「実施要項」を、各省庁等が作成し、監理委員会の議を経る
- 実施要項には、確保すべきサービスの質、入札参加資格、落札者の決定に係る評価の基準、従来の実施状況の情報開示等を定める。

### 法令の特例

- 法令の特例を設けることで、従来は民間委託ができなかった業務についても、官民競争入札等の実施が可能に

### 民間事業者の適切かつ確実な実施の確保

- 守秘義務やみなし公務員規定を適用
- 民間事業者の監督のための規定 (報告徴収、立入検査、必要な措置の指示等) を整備



「官民競争入札等監理委員会」がプロセスの透明性・中立性・公正性を確保  
 ~ 「公共サービス改革基本方針」、「官民競争入札等実施要項」等の審議等

# 公共サービス改革基本方針

## 基本方針の位置づけ

「公共サービス改革基本方針」は、公共サービスの改革に関する政府の取組みの共通の指針、及び 廃止や官民競争入札、民間競争入札に関する対象事業等を定めるもの  
最初の基本方針を平成 18 年 9 月 5 日に閣議決定。対象事業の追加等のための基本方針の改定を同年 12 月 22 日、平成 19 年 10 月 26 日、同年 12 月 24 日に閣議決定

## 共通の指針

公共サービスの不断の見直し、質の維持向上・経費の削減  
公共サービスの適正かつ確実な実施の確保  
地方公共団体が実施する官民競争入札・民間競争入札  
入札対象の公共サービスにつき、実施期間後の実施のあり方に関する評価  
官民競争入札等監理委員会（公正中立な立場で能動的積極的な審議を実施）  
公務員の処遇

## 主な官民競争入札等の対象事業（国・独法）

### 1. 統計調査関連業務

科学技術研究調査（指定統計）  
経済産業省企業活動基本調査（指定統計）

### 2. 登記関連業務

登記事項証明書の交付等（全国 550 箇所のうち、22 箇所）

### 3. 社会保険庁関連業務

国民年金保険料収納事業（全国 312 箇所のうち、19 年度から 95 箇所、20 年度から 90 箇所）

### 4. ハローワーク関連業務

ハローワークの職業紹介事業（都内 2 箇所のハローワークにおいて民間委託部門を併設）

### 5. 公物管理関連業務

国立公園関係施設の維持管理

### 6. 施設管理・運營業務等

内閣府の庁舎の管理・運営  
各省の研修教育施設の管理・運営（19 箇所）

### 7. 独立行政法人の業務

（独）国民生活センター  
・企業・消費者向けの教育・研修等

美術館・博物館・競技場等の管理・運営

国際協力・国際交流関係事業

（独）雇用・能力開発機構  
・職業訓練事業、私のしごと館運営等

（独）高齢・障害者雇用支援機構  
・高齢期雇用就業支援コーナー事業

国立病院・労災病院等の医業未収金  
徴収

（独）日本貿易振興機構  
・ビジネスライブラリーの運営  
・アジア経済研究所図書館の運営

（独）中小企業基盤整備機構  
・中小企業大学校の研修・施設運営

（独）国際観光振興機構  
・海外観光宣伝事務所の旅行博等出展  
・通訳案内士試験実施業務

（独）都市再生機構  
・賃貸住宅入居者募集

（独）環境再生保全機構  
・公害健康被害補償の徴収

（独）環境再生保全機構  
・公害健康被害補償の徴収

他、合わせて計 71 事業

## 入札済事業の概要（国・独法）

### < 9 事業合計 >

従来の実施に要した人員	従来の実施に要した経費	民間事業者の落札価格
約 1,510 人 (約 460 人)	約 82 億円	約 38 億円

### < うち主な事業 >

・95 箇所の社会保険事務所の国民年金保険料収納

従来の実施に要した人員	従来の実施に要した経費	民間事業者の落札価格
約 1,270 人 (約 330 人)	約 58 億円	約 21 億円

・22 箇所の登記所の登記事項証明書の交付等

従来の実施に要した人員	従来の実施に要した経費	民間事業者の落札価格
約 160 人 (約 120 人)	約 18 億円	約 13 億円

( )内は常勤職員数

## 地方公共団体の官民競争入札等

地方公共団体が官民競争入札・民間競争入札を実施するか否かは各地方公共団体の自主的な判断

国は、地方公共団体の要望等を踏まえ、民間委託を可能とするための「法律の特例」を定めることや、法令解釈の明確化など、環境整備を図る。

## 地方公共団体関係の決定事項等

### 1. 窓口関連業務

6 つの文書（住民票の写し、戸籍謄本など）の申請の受付、文書の引渡しについて、公共サービス改革法に「法律の特例」を措置。

都道府県による旅券の交付、警察による車庫証明の交付について、申請の受付、文書の引渡しに関する業務を民間委託できることを明確化。

登録・届出・証明書の交付等 24 事項について、市町村の適正な管理の下において、申請の受付、文書の引渡しに加え、台帳の記載、証明書の作成等に関する業務を民間委託できることを明確化。

### 2. 徴収関連業務

次の公金の徴収関連業務について、民間委託を行うことができる範囲の明確化や先進事例の周知を実施

地方税、国民健康保険料等、公営住宅の滞納家賃、公立病院の医業未収金

### 3. 公物管理関連業務

次の施設の維持管理業務について、手引きの作成・公表、先進事例の周知などを実施

水道施設、工業用水道施設、下水道関連施設

### 4. 統計調査関連業務

次の統計調査関連業務について、民間開放を推進

総務省所管の指定統計調査

文部科学省所管の指定統計調査

今後とも、法に定められた手続きに則り、民間事業者、地方公共団体等の要望等を踏まえ、基本方針の改定により、公共サービスを不断に見直し、対象事業を逐次拡大。その際、必要に応じて、「法令の特例」を追加

## 統計調査分科会構成員

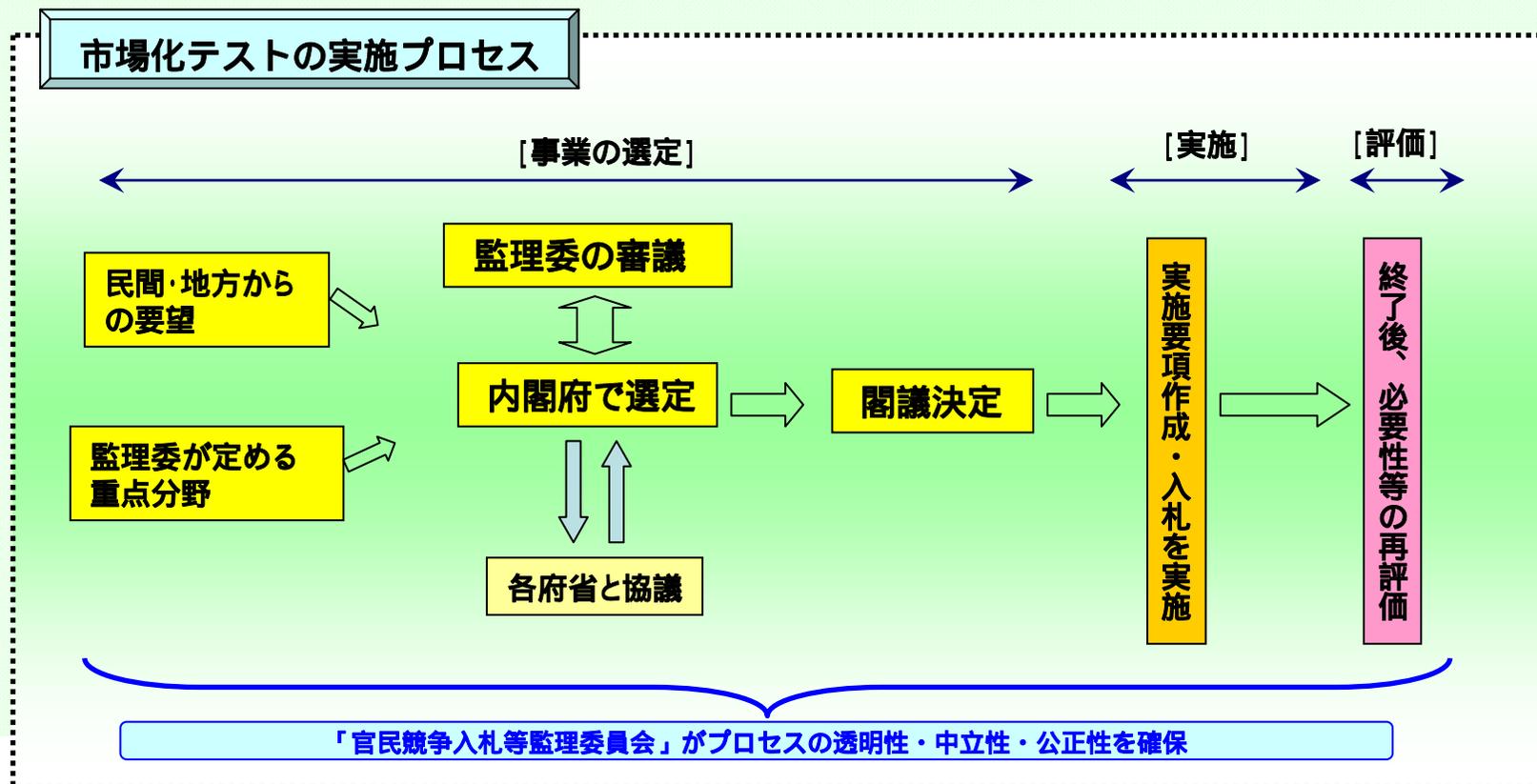
- |      |            |            |                                    |
|------|------------|------------|------------------------------------|
| 主査   | まえはら<br>前原 | かねいち<br>金一 | 昭和女子大学副理事長                         |
| 専門委員 | いんどう<br>引頭 | まみ<br>麻実   | 株式会社大和総研コンサルティング本部<br>副本部長         |
|      | すずき<br>鈴木  | ひろし<br>博   | 財団法人静岡県予防医学協会<br>総合健診センター事務長       |
|      | たかはし<br>高橋 | けんじ<br>健治  | 株式会社東レ経営研究所常務理事<br>特別上席エコノミスト      |
|      | つばき<br>椿   | ひろえ<br>広計  | 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構<br>統計数理研究所教授 |
|      | ひろまつ<br>廣松 | たけし<br>毅   | 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授              |

(敬称略、専門委員は50音順)

# 市場化テストについて

## 市場化テストについて

市場化テストとは、引き続き、官の責任において実施すべき事業について、官と民が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が事業を実施するもの（民営化とは異なる）。



# 官民競争入札等監理委員会における取組状況

## これまでの取組状況

「公共サービス改革法」の施行(2006年7月)以降、官民競争入札等監理委員会においては、以下のような取組みを進めてきたところ。

### 「公共サービス改革基本方針」の策定・改定(4回)

- ・ 国・独立行政法人の71事業を対象事業として選定(国民年金保険料収納事業 等)
- ・ 地方公共団体の市場化テスト導入に向けた環境整備(窓口業務 等)

< 昨年の事業選定の重点分野 >

ハローワーク、統計調査、徴収業務、窓口業務、公物管理、施設管理等

### 9事業について入札実施等

- ・ 民間事業者の落札価格(年間約38億円)は、従来の経費(年間約82億円)の半分以下
- ・ モデル事業では、民の参加が刺激となって官の成果向上につながったと考えられる事例も見られる

# 公共サービスの総点検（事業の仕分け）

## 目的

国民の立場に立った公共サービスの**不断の見直し**  
業務の効率化・合理化による**生産性の向上**

## 具体的な検討方法

### 【検討の視点】

**広く国民各層**（生活者、消費者、地域中小企業等）**からの意見の吸い上げ**

国民からの意見を踏まえ、**官が行う必要性**や、官が行う場合の**提供主体・方法**の検討

### 【検討の対象】

聖域を設けずに、官が担っている全ての業務を対象。例えば、**地方出先機関の業務、内部管理業務**（バックオフィス業務）など

### 【期待される成果】

市場化テスト等民間活用による公共サービスの質や利便性の向上

無駄な仕事の廃止・業務の効率化による行財政コストの削減

## 今後の進め方

国民各層との対話（NPOや利用者・消費者等からの集中ヒアリング 等）。  
関連会議と有機的な連携を図りつつ、官民競争入札等監理委員会において検討を進め、適宜、経済財政諮問会議に報告・議論。

# 市場化テストに関する「スコアカード」について

## スコアカードについて

官民競争入札等監理委員会においては、市場化テストの推進に向けた各府省の取組状況を評価。各府省の更なる積極的な取組みを期待。

市場化テストに関する「スコアカード」(2008年3月27日公表)

国・独立行政法人の業務について市場化テストの実施を決定した事業数、及び、地方公共団体の市場化テスト推進のために講じた措置数に基づき、府省ごとにA～Eの5段階のスコアで評価。

	2007年のスコア	2006年のスコア
内閣府	D	E
警察庁	D	D
金融庁	-	-
公正取引委員会	-	-
総務省	C	D
法務省	D	C
外務省	D	D
財務省	D	E

	2007年のスコア	2006年のスコア
文部科学省	D	D
厚生労働省	B	C
農林水産省	D	E
経済産業省	C	D
国土交通省	D	E
環境省	D	E
防衛省	D	-

(注) - は、官民競争入札等監理委員会において、評価時点までに当該府省の業務について審議が行われていないことを示す。

## これまでの閣議決定（統計調査関連）（抄）

### 規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）（抄）

（平成18年3月31日閣議決定）

#### Ⅱ 17年度重点計画事項

（横断的制度整備等）

##### 1 市場化テストの速やかな本格的導入

（2）「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」に基づく市場化テストの速やかな本格的導入等

###### ③ 統計調査関連業務

統計調査関連業務については、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」において、「統計調査の実地調査、集計等の事務については、民間に対し統計調査員と同程度の守秘義務を法律上又は契約上課し、統計調査について複数の民間に委託するような場合に受託者間で調査のレベルに差が出ないように調査方法等のマニュアルの整備を図ること等により、統計の質の維持・向上を図りつつ、原則として民間開放を推進すべきである」旨が閣議決定されており、これを着実かつ速やかに実施する。（Ⅲ市場イ②）

上記3か年計画に基づき、平成18年度において、企業を対象とする小規模な統計調査（「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」（いずれも指定統計調査））について試験調査等を実施する。（Ⅲ市場イ②a）

指定統計調査を対象とする市場化テスト・民間開放の検討に当たっては、実査の主体（国・地方公共団体／民間事業者）や調査方法（調査員調査／郵送・インターネット調査）の違いによって結果精度等にどのような影響があるか等をあらかじめ具体的に検証することが有益であり、上記試験調査等は、このような結果精度等への影響の比較・分析等により、指定統計調査全般に関し、企画を除く調査の実施にかかわる業務を民間に包括的に委託すること（民間開放という。）に関して、どのような弊害が生じ得るか、それに対しどのような防止措置を講ずればよいかについて検討し結論を得ることを目的とする。

総務省は、試験調査等の実施に当たっては、企画・制度設計の段階から、調査結果の検証・評価に至るまで、規制改革・民間開放推進会議と密接に連携を図りつつ、これを進める。（Ⅲ市場イ②b）

統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密保護を前提として、上記2つの指定統計調査については、試験調査等の結果を踏まえ、遅くとも平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施する。（Ⅲ市場イ②c）

また、関係府省は、その他の指定統計調査について、上記の試験調査等の結果を活用しながら、市場化テスト・民間開放の実施に向けた取組を速やかに推進する。

その一環として、総務省は、同省所管の上記の2指定統計調査以外の全ての指定統計調査について、平成19年度までに（平成19年度に指定統計調査が実施されないものについては、平成19年度以降で調査時期が到来次第順次）市場化テスト・民間開放を実施するため、規制改革・民間開放推進会議との連携の下、遅くとも平成18年度前半までに、そのための計画を策定する。（Ⅲ市場イ②d）また、総務省は、他府省所管の指定統計調査等に係る市場化テスト・民間開放を促すため、ガイドラインの改定等所要の措置を速やかに講ずる。（Ⅲ市場イ②e）

また、独立行政法人統計センターの業務については、業務の種類、性格、専門性等を勘案しつつ、業務運営の一層の効率化の観点から、市場化テスト・民間開放の実施に向けて、平成18年度前半を目途に必要な方策を検討し結論を得る。（Ⅲ市場イ②f）

公共サービス改革基本方針（平成18年9月）別表（抜粋）

3. 統計調査関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省
統計調査関連業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 科学技術研究調査、個人企業経済調査その他の総務省所管のすべての指定統計調査について、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(再改定)に盛り込まれた内容に基づき、官民競争入札、民間競争入札その他の民間開放(以下「民間開放」という。)を実施することとし、監理委員会と連携して、そのための具体的検討を行う。また、統計調査の民間開放のための法的措置を次期通常国会において講ずる等、実施のために必要な措置を講ずる。</li> <li>○ 独立行政法人統計センターの実施している業務について、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(再改定)を踏まえ、民間開放を実施することとし、監理委員会と連携して、そのための具体的検討を行う。</li> </ul>	総務省

公共サービス改革基本方針（平成18年12月）別表（抜粋）

1. 統計調査関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省
(1) 科学技術研究調査	<p>○ 科学技術研究調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査票の送付・回収（督促）、照会対応（記入指導等）に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成19年1月までに入札公告し、同年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成19年4月から12月までの9か月間</p>	総務省
(2) 科学技術研究調査以外の総務省所管の指定統計調査	<p>○ 科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性等を確保しつつ民間開放を推進することとし、監理委員会と連携して行っている検討状況を踏まえ、地方公共団体における民間開放に係る入札の実施を平成19年度から（同年度に実施されない指定統計調査については調査時期が到来次第順次）可能とするために必要な措置を講じる。</p>	総務省
(3) 統計調査の民間開放に向けた措置等	<p>○ 統計調査の民間開放のための法的措置を平成19年通常国会において講じる等、実施のために必要な措置を講じる。</p> <p>○ 総務省における統計調査の民間開放の検討状況を踏まえ、総務省は、関係府省と連携して、統計調査の民間開放を促すためのガイドラインの改定を平成19年5月末までに措置する。各府省は、ガイドラインの改定作業と並行して、法に基づく対象業務とすることが適切な統計調査業務の洗い出しを含め、民間開放に向けた具体的方策について検討を行い、同年5月末までに結論を得る。</p> <p>○ 総務省は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき平成20年度から開始する予定のサービス産業動向調査（仮称）について、法の対象業務とすることも視野に入れて、民間開放についての検討を行い、19年5月末までに結論を得る。</p> <p>○ 農林水産省は、公務員総人件費改革の取組の一環としても民間開放を推進することとし、牛乳乳製品統計調査（指定統計調査）、生鮮食料品価格・販売動向調査（承認統計調査）等について平成20年度から法の対象業務とする方向で検討を行う。</p>	総務省及び関係府省
(4) (独) 統計センター	<p>○ (独) 統計センターの実施している業務について、民間開放を推進する。具体的には、平成19年度に行われる(独) 統計センターの組織・業務の見直しに資するよう、① 符号格付業務の民間開放の具体化に向けた実証的な検証を同年度前半までに完了する、② 調査票の受付・整理、データ入力、符号格付以外の業務の民間開放に対する考え方を同年6月末までに整理する。これらについては、監理委員会と連携して、そのための具体的検討を行う。</p>	総務省

### 第 3 章 21 世紀型行財政システムの構築

#### 7. 市場化テストの推進

「公共サービス改革法」に基づく市場化テストの積極的な導入を推進し、国・地方における公共サービスの質の維持向上と経費削減を図る。

##### 【改革のポイント】

1. 対象事業の抜本的拡大：市場化テストの対象事業の抜本的拡大に向けて、重点分野を定めて集中的に取り組む。

##### 【具体的手段】

###### （1）対象事業の抜本的拡大

監理委員会が平成 19 年 2 月に選定した「ハローワーク等」、「統計調査」、「公物管理」、「窓口」、「徴収」、「施設・研修等」の 6 つの重点分野を中心に、各府省・独立行政法人において、監理委員会と十分に協議しつつ、市場化テストの対象事業の拡大について自主的・積極的な検討を行い、検討結果を平成 19 年の「公共サービス改革基本方針」の改定に反映する。

###### （3）統計調査関連業務

統計調査関連業務について、統計調査の民間開放を促すためのガイドラインの改定等を踏まえ、「統計法」の本格施行を視野に入れて、市場化テストの導入を積極的に推進する。

公共サービス改革基本方針（平成19年10月）別表（抜粋）

1. 統計調査関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省
(1) 科学技術研究調査	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している科学技術研究調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査票の送付・回収（督促）、照会対応（記入指導等）に係る業務 【契約期間】 平成19年4月から12月までの9か月間</p> <p>○ 科学技術研究調査については、引き続き民間競争入札を実施することとし、平成19年度の事業の評価等を踏まえて、対象業務の範囲、複数年度契約等事業の内容等について、監理委員会と連携して所要の見直しを行った上で、平成20年4月から落札者による事業を実施する。</p>	総務省
(2) 科学技術研究調査以外の総務省所管の指定統計調査	<p>○ 科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性を確保しつつ民間開放を推進することとし、引き続き監理委員会と連携して検討を行い、地方公共団体における民間開放の着実な実施を可能とするために必要な措置を講じる。</p>	総務省
(3) その他、総務省及び関係府省が所管する統計調査	<p>○ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき平成20年度から開始する予定のサービス産業動向調査（仮称）（承認統計調査）について、実査業務の民間開放を行うこととし、法の対象業務とすることも含め監理委員会と連携してその具体的内容の検討を行い、平成19年11月末までに結論を得る。</p>	総務省
	<p>○ 民間給与実態統計調査（指定統計調査）について、平成20年度に行う包括的な民間委託の検討を踏まえ、平成21年度から法の対象業務とする方向で検討を行う。</p>	財務省
	<p>○ 文部科学省所管のすべての指定統計調査について、地方公共団体からの要望、民間事業者の受託可能性等を踏まえ、地方公共団体における民間開放の実施を推進するための措置を平成20年3月までに講じる。</p>	文部科学省
	<p>○ 社会福祉施設等調査（承認統計調査）、介護サービス施設・事業所調査（承認統計調査）及び就労条件総合調査（承認統計調査）について、平成20年度から法の対象業務とすることとし、対象業務の範囲、契約期間等具体的検討を行う。</p>	厚生労働省
	<p>○ 牛乳乳製品統計調査（指定統計調査）及び生鮮食料品価格・販売動向調査（承認統計調査）について、平成20年度から法の対象業務とすることとし、対象業務の範囲、契約期間等具体的な検討を行う。</p>	農林水産省

<p>(3)その他、総務省及び関係府省が所管する統計調査 (つづき)</p>	<p>○ 経済産業省企業活動基本調査(指定統計調査)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p><b>【業務の概要及び入札の対象範囲】</b> 調査関係用品の印刷・配布、調査票の回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計に係る業務</p> <p><b>【入札等の実施予定時期】</b> 平成19年12月目途に入札公告し、平成20年4月から落札者による事業を実施</p> <p><b>【契約期間】</b> 平成20年4月から平成21年3月までの1年間</p>	<p>経済産業省</p>
	<p>○ 鉄道車両等生産動態統計調査(指定統計調査)について、平成20年度に行う調査系統の見直し等を踏まえ、平成21年度から法の対象業務とする方向で検討を行う。</p> <p>宿泊旅行統計調査(承認統計調査)について、民間事業者による平成19年3月からの実施状況等を踏まえ、法の対象業務とすることも含め監理委員会と連携して民間開放についての検討を行う。</p>	<p>国土交通省</p>
<p>(4)(独)統計センター</p>	<p>○ (独)統計センターの実施している業務については、符号格付業務の民間開放の具体化に向けた実証的な検証の結果を踏まえ、同業務を法の対象業務とすることについて監理委員会と連携して具体的検討を行い、本年中に結論を得る。</p>	<p>総務省</p>

## 公共サービス改革基本方針(平成19年12月)別表(抜粋)

### 1. 統計調査関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省
(1) 科学技術研究調査	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している科学技術研究調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査票の送付・回収(督促)、照会対応(記入指導等)に係る業務</p> <p>【契約期間】 平成19年4月から12月までの9か月間</p>	総務省
	<p>○ 科学技術研究調査(指定統計調査)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品(調査票等を除く)の印刷、調査票の送付・回収(督促)、照会対応(記入指導等)に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成19年12月に入札公告し、平成20年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年4月から平成22年12月までの2年9か月間</p>	
(2) 科学技術研究調査以外の総務省所管の指定統計調査	<p>○ 科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性を確保しつつ民間開放を推進することとし、引き続き監理委員会と連携して検討を行い、地方公共団体における民間開放の着実な実施を可能とするために必要な措置を講じる。</p>	総務省
(3) その他、総務省及び関係府省が所管する統計調査	<p>○ 平成20年7月から開始するサービス産業動向調査(仮称)(承認統計調査)について、実査業務の民間開放を行うこととし、法の対象業務とする方向で引き続き監理委員会と連携してその具体的内容の検討を行い、平成22年5月末までに結論を得る。</p>	総務省
	<p>○ 民間給与実態統計調査(指定統計調査)について、平成20年度に行う包括的な民間委託の検討を踏まえ、平成21年度から法の対象業務とする方向で検討を行う。</p>	財務省
	<p>○ 文部科学省所管のすべての指定統計調査について、地方公共団体からの要望、民間事業者の受託可能性等を踏まえ、地方公共団体における民間開放の実施を推進するための措置を平成20年3月までに講じる。</p>	文部科学省
	<p>○ 社会福祉施設等調査(承認統計調査)及び介護サービス施設・事業所調査(承認統計調査)について民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応(以上については地方公共団体に委託する部分を除く)、個票審査、データ入力に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年4月目途に入札公告し、平成20年7月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年7月から平成21年3月までの9か月間</p>	厚生労働省

(3)その他、総務省及び関係府省が所管する統計調査 (つづき)	<p>○ 就労条件総合調査(承認統計調査)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年5月目途に入札公告し、平成20年8月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年8月から平成21年3月までの8か月間</p>	厚生労働省 (つづき)○
	<p>○ 牛乳乳製品統計調査(指定統計調査)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査票の配付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年7月目途に入札公告し、平成20年11月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年11月から平成23年1月までの2年3か月間</p>	
	<p>○ 生鮮食料品価格・販売動向調査(承認統計調査)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査対象の選定、調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査票の配付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年7月目途に入札公告し、平成20年11月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年11月から平成23年2月までの2年4か月間</p>	農林水産省
	<p>○ 木材流通統計調査のうち木材価格統計調査(承認統計調査)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年7月目途に入札公告し、平成20年11月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年11月から平成22年12月までの2年2か月間</p>	

<p>(3) その他、総務省及び関係府省が所管する統計調査 (つづき)</p>	<p>○ 経済産業省企業活動基本調査(指定統計調査)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成19年12月に入札公告し、平成20年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年4月から平成21年3月までの1年間</p>	<p>経済産業省</p>
	<p>○ 鉄道車両等生産動態統計調査(指定統計調査)について、平成20年度に行う調査系統の見直し等を踏まえ、平成21年度から法の対象業務とする方向で検討を行う。</p> <p>宿泊旅行統計調査(承認統計調査)について、民間事業者による平成19年3月からの実施状況等を踏まえ、法の対象業務とすることも含め監理委員会と連携して民間開放についての検討を行う。</p>	<p>国土交通省</p>
<p>(4) (独)統計センター</p>	<p>○ (独)統計センターの実施している符号格付業務のうち平成22年国勢調査における同業務について、平成21年度から行う全国消費実態調査における同業務の民間開放の実施状況等も踏まえ、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることについての具体的検討を監理委員会と連携して行い、平成22年中に結論を得る。</p>	<p>総務省</p>

## 統計調査の市場化テスト・民間開放の取り組み

### (1) 公共サービス改革法

- ・公共サービス改革法（平成 18 年法律第 51 号）が平成 18 年 7 月 7 日に施行。  
これに基づき、官民競争入札等監理委員会が発足。
- ・統計調査の市場化テスト・民間開放 官民競争入札等監理委員会へ



平成 18 年 9 月 統計部会設置



平成 19 年 4 月 統計調査分科会設置（統計部会の改組）

### (2) 公共サービス改革基本方針（閣議決定）の策定

- ・統計部会、統計調査分科会において、統計調査の市場化テスト・民間開放について審議、その結果を公共サービス改革基本方針（閣議決定）に盛り込む。
- ・これまで 4 回にわたり基本方針を策定。

#### 《基本方針において民間競争入札を実施することとされた統計調査》

- ・総務省：科学技術研究調査  
平成 19 年度（単年度）  
平成 20 年 4 月～22 年 12 月（2 年 9 か月）
- ・経済産業省：企業活動基本調査  
平成 20 年度（単年度）
- ・厚生労働省：社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査  
平成 20 年度（単年度）  
就労条件総合調査  
平成 20 年度（単年度）
- ・農林水産省：牛乳乳製品統計調査  
平成 20 年 11 月～23 年 1 月（2 年 3 か月）  
生鮮食料品価格・販売動向調査  
平成 20 年 11 月～23 年 2 月（2 年 4 か月）  
木材流通統計調査のうち木材価格統計調査  
平成 20 年 11 月～22 年 12 月（2 年 2 か月）

#### 《基本方針において民間競争入札の実施が予定されている統計調査》

- ・財務省：民間給与実態調査（平成 21 年度）
- ・国土交通省：鉄道車両等生産動態統計調査（平成 21 年度）

## 科学技術研究調査の平成19年度事業の実績評価（骨子案）

総務省統計局所管の科学技術研究調査について、平成19年度に、調査票の送付、回収（督促）、照会対応（記入指導等）の業務を民間競争入札により実施した。

今回の事業の入札については、単年度事業ということもあり、民間事業者の入札参加が少なく（2社）、再度入札では落札に至らなかったため、同一条件で価格の再提示を求めたところ1社が予定価格の範囲内であった。

今回の事業の概要は次のとおり。

事 項	内 容
業務の概要及び 入札の対象範囲	調査票の送付・回収（督促）、照会対応（記入状況等）に係る業務
契約期間	平成19年4月から12月までの9か月間
受託事業者	株式会社サーベイリサーチセンター

なお、本事業については官民競争入札等監理委員会で審議を行い、公共サービス改革基本方針を改定し、平成20年度以降の事業も民間競争入札を実施することとした。具体的には、対象業務の範囲を拡大（調査関係用品（調査票等を除く）の印刷の追加）し、3年間の複数年度契約で実施することとしている（別紙参照）。

以下、平成19年度事業について、公共サービス改革基本方針に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行うこととする。

## 1 対象公共サービスの質の確保について

### (1) 回収率

平成 19 年度事業において設定した質とその達成状況

- ・サービスの質の設定（基準日時点の回収率、督促回収率、全体の回収率）
- ・統計局の報告によれば、督促回収率が目標を下回ったものの、全体の回収率は目標をほぼ達成したこと

サービスの質（回収率）の達成については、全体の回収率が目標をほぼ達成していることから特段の問題はないと整理。

ただし、サービスの質の達成に当たっては、モニタリング等を通じて早い段階から所管部局から受託事業者に対して具体的な助言を行うなどの連携を図ることが必要。

### (2) 照会対応・督促業務

照会対応・督促業務については、統計局から調査対象へのアンケート及び事後的な聞き取りにより検証

調査対象に対するアンケートの結果

- ・統計局の報告によれば、対応状況は良好な結果

受託事業者が電話督促を行った調査対象のうち記入不備があった対象に対する事後的な聞き取り調査の結果

- ・統計局の報告によれば、おおむね良好。
- ・ただし、督促の際、一部に白紙提出等を容認する発言があった。

## 2 実施経費等について

- ・今回の事業の契約額は 1585 万 5000 円（調査票等の送付に係る郵送料は単価契約、その他の業務は請負契約）
- ・今回の事業では民間事業者の実施経費は契約額を大幅に上回ったと民間事業者から統計局に報告されており、その中で、その要因について作業時間の算定が甘かったことに加え、途中から督促要員である内勤スタッフを大幅に増員したことを挙げている。

### 3 業務量について

- ・統計局の報告によれば、今回の事業については統計局の業務量はおおむね当初の想定内。
- ・ただし、調査票等の再送付について、受託事業者からの連絡に基づき統計局が行うこととしていたため業務量が増加した。

### 4 今回の事業等を踏まえた見直しと今後の課題について

#### 今回の事業等を踏まえた見直し

- ・サービスの質を「全体の回収率」のみとし、基準日時点の回収率及び督促回収率については民間事業者の提案に基づきモニタリングを実施。
- ・民間事業者が提出する企画書のうち、教育（研修）、照会対応業務に該当する部分について所要の修正。
- ・平成 19 年度事業では、事業遂行の面で民間事業者との連携に課題を残したことから、平成 20 年度以降の事業では、モニタリング等を通じて早い段階から民間事業者に対する具体的な助言を行うなど、民間事業者との連携を一層密にして実施。
- ・業務量の観点から、調査票等の再送付は民間事業者の業務。

以上については平成 20 年度以降の事業の実施要項に反映したところ。

#### 今後の課題

- ・民間事業者の実施経費・統計局と民間事業者との連携の状況等について、フォローすることが必要。
- ・照会対応・督促業務の対応状況、調査票の未記入・誤記入の状況について、サービスの質として設定できるかどうかについては統計局において今後のデータの蓄積状況を見ながら検討することが必要。
- ・インセンティブ、ディスインセンティブについて、その導入の可能性を統計局において引き続き検討。

平成 20 年度以降の事業の経過については、平成 19 年度事業の経過を踏まえ実施しているかを含め、統計調査分科会において適宜ヒアリングを行うこととする。

## 別紙

第7回統計調査分科会 (平成19年10月10日)	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成20年度以降、引き続き民間競争入札を実施すること</li><li>・事業の内容については、平成19年度事業の評価等を踏まえ検討 (平成19年10月改定の基本方針別表に反映)</li></ul>
第23回入札監理小委員会 (平成19年10月30日)	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成19年度事業の実施状況について検討</li><li>・平成20年度事業の実施要項案について、平成19年度事業の実施状況等を踏まえ事業内容を検討</li></ul>
第25回入札監理小委員会 (平成19年11月13日)	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成19年度事業の実施状況について検討</li><li>・平成20年度事業の実施要項案について、平成19年度事業の実施状況等を踏まえた事業内容を検討</li></ul>
第9回統計調査分科会 (平成19年11月26日)	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成19年度事業の実施状況等を踏まえ、平成20年度事業の内容案を確定 (平成19年12月改定の基本方針別表に反映)</li></ul>

入札監理小委員会には、統計調査分科会専門委員も出席

## これまでの統計調査関係民間競争入札実施要項付議に当たっての 入札監理小委員会主査コメント

### 科学技術研究調査（総務省）〔平成19年1月30日付議〕

- ・来年の対応を検討するに当たっては、調査票と調査関係書類の封入作業、宛名記入などの送付前の業務と調査票の回収業務についても対象事業の範囲に含めること、及び複数年度の契約とすることについて、またインセンティブ、ディスインセンティブの在り方について、積極的に検討をすること。
- ・満足度や誤記入・未記入率について、将来的にはサービスの質の指標として設定することを視野に入れて、今回の実施において試行的に把握して分析すること。
- ・今回の事業実施による経費削減の効果を分析する際には、対象事業の範囲の設定による影響についても検討するとともに、モニタリングに要したコストとモニタリングの仕方等についても分析を行うこと。
- ・今回の事業の実績評価についても、外部委員会等の第三者によるチェックを踏まえた形で実施すること。

### 科学技術研究調査（総務省）〔平成19年12月21日付議〕

- ・対象業務の範囲の拡大と複数年度契約については、平成19年度の経験を踏まえて拡大したことは、評価する。
- ・サービスの質については、経験を積み重ねてよりよいものにしていく必要がある。例えば、満足度、誤記入・未記入率については、平成20年度以降の事業においてもできるだけデータを蓄積して、質として設定できるかどうかについて引き続き検討すること。
- ・インセンティブ、ディスインセンティブの導入の可能性についても引き続き検討すること。

### 経済産業省企業活動基本調査（経済産業省）〔平成19年12月21日付議〕

- ・今回、指定統計調査としては、調査票等関係書類の印刷から集計までの幅広い業務を一括して民間開放するという初めてのケースであり、高く評価するが、適切に実施すること。
- ・情報セキュリティの面での配慮、サービスの質の設定の在り方などについて、入札手続や事業実施の過程において、課題等が生じてくる可能性があると思われる。
- ・今回は単年度での事業なので、次回に向けては、それらの課題等に対応するために必要な情報収集や検討を前広に進めるとともに、複数年で事業を実施することを前向きに検討すること。

### 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査〔平成20年3月27日付議〕

- ・厚生労働省の統計調査について、初めて実施される民間競争入札であり、円滑な実施に向けて十分に準備すること。特に、サービスの質の達成に向けて、厚生労働省と民間事業者とが十分に連携して事業を実施すること。
- ・今回の事業は、国直轄分について単年度での実施なので、次回事業においては、対象業務の範囲の拡大、複数年度での実施を前向きに検討すること。そのために、今回の実施経過も踏まえつつ、必要な情報収集や検討を前広に進めること。

## 統計調査分科会における今後の検討テーマについて

平成 20 年 3 月 7 日

統計調査分科会における今後の検討テーマとして考えられる主なものは以下のとおり。

これらのテーマについて、本年中の「基本方針」改定に反映する方向で検討を進めていくこととする。

- 1 対象事業の選定について
  
- 2 法定受託事務の民間開放について
  
- 3 平成 19 年科学技術研究調査（総務省）の民間競争入札の評価について
  
- 4 統計委員会との連携について

その他、民間競争入札実施要項の審議について入札監理小委員会と連携

## 官民競争入札等監理委員会の当面の進め方について

平成 20 年 3 月 6 日

### 1. 監理委員会の運営について

- ・ 年間を通じて、「対象事業の選定」、「実施要項」に加え、終了時期を迎えるなどの事業の「評価」について審議。
- ・ 審議に当たっては、「事業選定」、「実施要項の策定・事業実施」、「実施結果の評価」といった一連のサイクルがうまくいって初めて法目的が達成されることにかんがみ、こうした一連の手続きを見据えた体制を整備。

### 2. 対象事業の選定

#### (1) 基本的考え方

- ・ 国民各層との対話や、関連会議と有機的な連携を図りつつ、「公共サービスの総点検」(事業の仕分け)に取り組む。適宜、検討状況を経済財政諮問会議に報告・議論。
- ・ 民間の創意工夫が十分にいかされるよう、規模のみならず、範囲・内容等にも留意しつつ、対象事業を重点的に選定。
- ・ また、ある一体の業務について、従来以上に時間をかけて、その在り方の全体像を検討しつつ、その中での市場化テストの位置付けを考える、といったアプローチも模索。

#### (2) 検討の進め方

- ・ 検討すべき分野(重点分野)を設定して分科会において検討。
- ・ 検討結果を踏まえ、本年中の「基本方針」改定に反映(ただし、案件によっては、来年以降の「基本方針」改定を目指して検討)。

#### (3) 本年の重点分野

新たに検討する重点分野等

- ・ 「公共サービスの総点検」として、「地方出先機関」、「内部管理業務」を重点分野と位置付けて検討。
- ・ 「国立大学法人」については、平成 21 年度が中期目標期間の最終年度であることを踏まえ、重点分野と位置付けて、本年より検討を開始。
- ・ 「社会保険庁関連」については、「年金業務・組織再生会議」の検討状況も踏まえつつ検討。

引き続き検討する重点分野

- ・ 昨年の重点分野のうち、「統計調査」、「徴収」、「公物管理」、「施設・研修等」については、引き続き、重点分野と位置付けて検討。

### 3. 実施要項の審議

- ・ 事業選定に関わった分科会委員・専門委員の参加を得つつ、入札監理小委において実施。
- ・ 本年の審議に当たっては、審議を要する事業が多数(約60件)に上ること、実施要項の適切な審議が法の目的の達成にとり極めて重要であることを踏まえ、実施要項の審議に係る体制を強化。同時に、業務の内容や規模等を勘案しメリハリを付けた審議方法を工夫。

### 4. 評価の実施

- ・ 「科学技術研究調査」、「求人開拓事業」、「アビリティガーデン事業」の3事業について、評価を実施。その際、事業選定や実施要項の策定時の審議内容等も踏まえたものとなるよう検討。

### 5. その他

#### (1) 地方公共団体との意見交換等

- ・ 地方公共団体との意見交換等の情報収集の場として、地方公共サービス部会・地方との研究会を開催。

#### (2) 広報活動

- ・ 「スコアカード」の策定・公表や、国民向けフォーラム等を開催。

(以上)